

資料11-12 ISO認証取得支援資金融資制度の概要

項目	内 容
対象企業	県内において、原則として1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの。 (1) ISO14000シリーズの認証を取得しようとする中小企業者等 (2) ISO9000シリーズの認証を取得しようとする中小企業者等
資金使途	認証を取得するために必要な運転資金
貸付限度額	1企業・組合 1,000万円
貸付利率	年 1.8%
信用保証料	年 0.7%
貸付期間	5年以内（据置期間1年以内）

資料11-13 ISO認証取得支援事業・ISO14001導入助成事業

項目	内 容
対象企業	中小企業支援法第2条に規定する中小企業
助成対象	専門家の診断助言又は審査登録にかかる費用の一部
対象企業数	80社
助成額	上限 1,660千円

資料11-14 市町村等ISO14001認証取得支援事業費補助金

項目	内 容
補助対象経費	認証を取得するために必要な経費
補助限度額	上記必要経費の2分の1以内
補助基準額	市町村規模（市町村職員）に応じ補助基準額を設けており、上限5,000千円とする。 (1) 職員数が250人以下の市町村 3,500千円 (2) 職員数が250人を超え500人以下の市町村 4,000千円 (3) 職員数が500人を超え1,000人以下の市町村 4,500千円 (4) 職員数が1,000人を超える市町村 5,000千円 1市町村1回限り

資料11-15 公益法人等ISO14001認証取得支援事業費補助金

項目	内 容
補助対象者	営利を主な目的としない公益法人等。ただし、中小企業経営革新支援法第2条第1項に定める法人及び宗教法人を除く。
補助対象経費	認証を取得するために必要な経費
補助限度額	上記必要経費の2分の1以内。上限 1,500千円。1法人1回限り。